

外来感染対策向上加算、連携強化加算について

当院では診療等に当たっては、患者様またはそのご家族に対して、以下のような院内感染防止等に留意した対応を行っております。

- 当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。
- 感染管理者である院長を中心に職員一同院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を2回実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします。
- 標準的感染予防対策を踏まえた院内対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれによって院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- 基幹病院に対し、定期的に院内の感染症発生状況や抗菌薬の使用状況を報告しています。
- 当院は受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受け入れを行います。